証券コード　3189
2024年11月11日
（電子提供措置の開始日　2024年11月１日）

株　主　各　位

東京都渋谷区神宮前一丁目16番11号
株 式 会 社 Ａ Ｎ Ａ Ｐ
代表取締役社長　若　月　舞　子

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第33回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。
【当社ウェブサイト】
https://www.anap.co.jp/ir/information/holders.html
上記ウェブサイトにアクセスして、プルダウンより
「第33回定時株主総会」を選択しご覧ください。

　また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
【東京証券取引所ウェブサイト】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または
証券コード（3189）を入力・検索し、
「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえご覧ください。

　なお、本総会にご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年11月25日（月曜日）午後７時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2024年11月26日（火曜日）午前10時（受付開始 午前９時30分）
２．場　　所　東京都渋谷区渋谷一丁目９番８号　朝日生命宮益坂ビル
渋谷サンスカイルーム ５階Ａ室

３．目的事項

報告事項　第33期（2023年９月１日から2024年８月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　第三者割当による新株式発行及び第６回新株予約権発行の件

第３号議案　取締役６名選任の件

第４号議案　監査役２名選任の件

第５号議案　会計監査人選任の件

以　上

～～～

事　業　報　告

（2023年９月１日から
2024年８月31日まで）

１．会社の現況

（1）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度（自　2023年９月１日　至　2024年８月31日）における我が国経済は、社会活動の正常化が進む中、雇用・所得環境が改善し、経済活動は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、金融引締めに伴う海外景気の下振れや資源価格の高騰による国内経済への影響が懸念される等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社が属するカジュアルファッション業界におきましては、人流の増加やインバウンド需要の回復が見られた一方で、仕入れコストの上昇や近年の異常気象など、引き続き経営環境へのマイナス要因に注視が必要となっています。

このような状況のもと、当社は、ブランドターゲット層に人気のタレントやアニメ・キャラクターなどの人気コンテンツとのコラボレーション企画への取り組み、卸売りやライセンス販売などの展開を行いました。また、イベントや催事出店などによる在庫の適正化やコスト削減を目的とした倉庫の移転にも取り組みましたが、事業再生ＡＤＲ申請に伴い事業再生計画策定に取り組む中、新規の仕入れを抑制し積極的な事業展開を控えたことで、売上・利益ともに厳しい状況が継続しました。

資本政策の取り組みとしては、2024年７月31日付「事業再生ＡＤＲの成立および債務免除等の金融支援に関するお知らせ」にて公表した通り、事業再生ＡＤＲ手続が成立し、対象債権者による金融支援及びスポンサー候補企業による資本増強も含めた事業再生計画の承認を得るに至りました。

以上の結果、当社の当事業年度は、売上高2,709百万円（前年同期比35.7％減）、売上総利益は1,296百万円（前年同期比42.2％減）売上高総利益率は47.9％（前年同期比5.3％減）となりました。一方、販売費及び一般管理費は、2,293百万円（前年同期比23.2％減）と、前事業年度から継続して行ってきた収益体質への転換のための費用削減の取組みに加えて人員の減少の影響により前年同期比で691百万円圧縮したものの、営業損失996百万円（前年同期比255百万円悪化）、経常損失1,076百万円（前年同期比287百万円悪化）となり、当期純損失1,187百万円（前年同期比27百万円悪化）となりました。

なお、事業再生ＡＤＲ成立に伴う2024年10月３日の臨時株主総会において、新スポンサーによる経営体制の一新が行われ、代表取締役の異動及び取締役の刷新を行い、新たな体制のもとで事業再生にむけた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を進めてまいります。また、資金繰りの安定と自己資本の充実を図るため、2024年10月17日開催の取締役会において、2024年11月26日開催予定の定時株主総会の承認決議が得られることを条件として第三者割当による普通株式及び第三者割当による第６回新株予約権の発行をおこなうことを決議しております。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。
なお、当事業年度より非連結決算へ移行したことから、セグメント別の業績について、前事業年度との比較分析は行っておりません。

（店舗販売事業）
店舗販売事業につきましては、不採算店舗の閉店などを実施し収益の改善を図ったものの、期を通じて新規の仕入れを抑え在庫消化に注力したことにより、売上・利益ともに厳しい結果となりセグメント損失は拡大しました。
以上により、売上高は1,892百万円、セグメント損失は433百万円となりました。

（インターネット販売事業）
インターネット販売事業につきましては、不採算の他社サイトからの撤退を進め、自社サイト及び収益性の高い他社サイトに厳選する施策を実施いたしましたが、その効果は限定的となり、売上高、セグメント損失ともに前事業年度から悪化する結果となりました。
以上により、売上高は687百万円、セグメント損失は174百万円となりました。

（卸売販売事業）
卸売販売事業につきましては、店舗販売事業同様に仕入れを制限したことにより新たな商品の販売が伸ばせず、売上高は54百万円、セグメント利益は２百万円となりました。

（ライセンス事業）
ライセンス事業につきましては、期を通じて国内メーカーへの提案営業を継続し、前事業年度売上を維持しております。以上により、売上高は42百万円、セグメント利益は28百万円となりました。

（メタバース関連事業）
メタバース関連事業につきましては、新規事業として当社が獲得した同事業に関する知見を他社に展開するコンサルティング業務を中心に収益化を進めておりましたが、主力事業の立て直しを優先する為に撤退致しました。
以上により、売上高は１百万円、セグメント利益は０百万円となりました。

事業別売上高

事業区分	第33期（2024年８月期）（当事業年度）	
	金額	構成比
店舗販売事業	1,892百万円	69.9
インターネット販売事業	687	25.4
卸売販売事業	54	2.0
ライセンス事業	42	1.6
メタバース関連事業	1	0.1
その他	30	1.1
合計	2,709	100.0

（注） 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度中に実施しました設備投資の総額は40百万円で、その主なものは次のとおりであります。

事業所名	実施日
ＳＨＩＢＵＹＡ１０９店	2024年２月27日
１０９阿倍野店	2024年３月８日

③ 資金調達の状況

当事業年度の所要資金につきましては、株式会社ネットプライスより600百万円の短期借入を行っております。

（2）財産及び損益の状況

区分	第30期（2021年８月期）	第31期（2022年８月期）	第32期（2023年８月期）	第33期（当事業年度）（2024年８月期）
売上高（千円）	5,078,905	5,059,893	4,216,448	2,709,226
経常損失（△）（千円）	△635,553	△443,858	△789,224	△1,076,272
当期純損失（△）（千円）	△810,615	△521,512	△1,160,110	△1,187,594
1株当たり当期純損失（△）（円）	△179.83	△113.86	△229.92	△231.54
総資産（千円）	2,415,842	2,573,594	1,668,892	822,859
純資産（千円）	573,093	107,484	△885,084	△2,077,147
1株当たり純資産（円）	126.77	22.45	△173.25	△404.97

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が属するカジュアルファッション業界におきましては、人流の増加やインバウンド需要の回復が見られた一方で、仕入れコストの上昇や近年の異常気象など、引き続き経営環境へのマイナス要因に注視が必要な状況が続いております。

当社が対処すべき課題は、このような経営環境の変化に対応し、事業再生に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図ることであり、以下の施策に基づいて、全力で取り組んでまいります。

① コスト削減

海外での直接仕入れを増加させることで原価率低減を図ってまいります。同時に海外工場との直接取引への取り組みも積極的に行ない、当社独自の商品を増やすことで他社との差別化も図ってまいります。事業効率の改善については引き続き、重点的に取り組んでまいります。

② オンラインショッピングサイトの販売力回復

当社の基幹事業であるANAPオンラインショップについては、近年来訪客数が伸び悩んでおり、売上高が減少傾向にあります。この状況を打破すべく、ＳＮＳなど新たな広告手法への積極的な取り組みやＥＣシステムの見直しなどを図り、より快適な、お客様に選んでいただけるサイト作りに取り組んでまいります。

③ ブランド力の向上

対象とする顧客の年齢層やテイスト等でブランド戦略を再構築、よりターゲットを明確にした商品展開を図ってまいります。また、海外のテイストを取り入れた新ブランドの展開も積極的に行ってまいります。このような新たな戦略でブランド力の向上に努め、販売力の向上に繋げてまいります。

④ 社員教育による全社統制の強化及びお客様満足度の向上

管理職を含めた全社員に対する社内研修制度をより一層充実させ、全社統制の強化を図るとともに、各事業運営、経営体制を支える人材の早期育成及びレベルアップを達成し、企業価値向上に努めてまいります。

⑤　新規販売チャネルの展開

当社は、継続的な成長及び企業価値の拡大を図り、より多くの消費者ニーズに応えるため、新規販売チャネルの開拓を推進してまいります。消費者の購買行動の変化に対して、適時・適切に対応するとともに、事業拡大に伴う新たな顧客層の獲得を通じて、経営の安定化に取り組んでまいります。

⑥　継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、2020年８月期以降５期連続で、営業損失・経常損失・当期純損失を計上しており、当事業年度末時点においては純資産が△2,077,147千円の債務超過となりました。

このような状況において、当社は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況であるとの認識であり、早期に是正すべく以下の施策を実施しております。

（資金繰りについて）

当社は、2024年７月31日付「事業再生ＡＤＲ手続の成立及び債務免除等の金融支援に関するお知らせ」にて公表した通り、事業再生ＡＤＲ手続が成立し、対象債権者による金融支援及びスポンサー企業による資本増強も含めた事業再生計画の承認を得るに至りました。2024年10月３日開催の臨時株主総会において、代表取締役の異動及び取締役の刷新を行い、新たな体制のもとで事業再生にむけた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を進めてまいります。また、2024年10月17日付「第三者割当による当社新株式及び第三者割当による第６回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び、その他関係会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にて公表したとおり、2024年10月17日開催の取締役会において、2024年11月26日開催予定の定時株主総会の承認決議が得られることを条件として第三者割当による普通株式及び第三者割当による第６回新株予約権の発行をおこなうことを決議しており、資金繰りの安定を図ってまいります。

（自己資本の脆弱性について）

当社は、当事業年度末時点で、純資産残高が△2,077,147千円の債務超過となっております。上述のとおり2024年7月31日に事業再生ＡＤＲ手続が成立し、2024年７月31日付「事業再生ＡＤＲ手続の成立および債務免除等の金融支援に関するお知らせ」にて公表した通り、取引金融機関を含む６社に対する債務1,399,999千円の債権放棄が行われることに加え、第三者割当増資等の資金調達により債務超過からの脱却を図ります。また、新たな経営体制のもとで、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図り、本業の再生についても事業再生計画の基となる施策を実施することで収益体質の改善に努めてまいります。

（売上高減少や収益力の低下について）

当社の業績は、2020年以降の世界的な新型コロナウイルス感染症の流行により、政府・自治体の施策等で行動制限がなされ人流が滞ったことや、商品調達における海外サプライチェーンが停滞したこと、インターネット販売への新規参入が増

加し競争が激化したこと、長期に亘る行動制限により消費者のアパレル需要が変容したことなどの複合的な要因から継続的に厳しい状況にありました。当事業年度においても事業再生ＡＤＲ成立までの間、積極的な営業戦略を抑えたことなどから、事業の立て直しは滞っている状況にありました。当社は、2024年10月３日開催の臨時株主総会において、代表取締役の異動及び取締役の刷新を行い、新たな体制のもとで事業再生にむけた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を進めてまいります。年々低下している売上高と収益力を回復させるために、ブランド戦略の再構築と店舗並びにインターネットにおける販売力の強化及び、商品企画を強化し、新たな仕入チャネルの確立によるコスト削減に取り組んでまいります。

上記のとおり、事業再生に向けた取り組みを行っているものの、これらの対応策は実施途上であり、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を、計算書類に反映しておりません。

2．会社役員の状況

（1）取締役及び監査役の状況（2024年８月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	家髙　利康	当社営業本部長
専務取締役	竹内　　博	当社管理本部長
取　締　役	西堀　　敬	㈱日本ビジネスイノベーション代表取締役社長 ㈱ツカダ・グローバルホールディング社外取締役 ㈱遺伝子治療研究所社外取締役 ㈱吉村監査役 ㈱ＴＮＢＩ取締役 GATES GROUP㈱社外取締役
取　締　役	林　　光	㈱トランディア代表取締役 ㈱ネットプライス執行役員CTO
常勤監査役	今長　雅毅	今長税理士事務所所長
監　査　役	水分　博之	水分税務会計事務所所長
監　査　役	松川　和人	松川和人税理士事務所所長

（注）１．当社と上記の兼職先との間に重要な取引その他の関係はありません。
２．取締役西堀敬氏及び、取締役林光氏は、社外取締役であります。
３．監査役今長雅毅氏及び監査役松川和人氏は、社外監査役であります。
４．監査役今長雅毅氏、監査役水分博之氏及び監査役松川和人氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査役今長雅毅氏は、税理士の資格を有し、税務に対して豊富な知識と経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査役水分博之氏は、税理士の資格を有し、税務に対して豊富な知識と経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査役松川和人氏は、税理士の資格を有し、税務に対して豊富な知識と経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．取締役のうち西堀敬氏及び監査役のうち今長雅毅氏、松川和人氏については東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
６．当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。
７．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。
①被保険者の範囲
当社（及び子会社）の役員及び管理職従業員
②保険契約の内容の概要
被保険者が業務に起因して損害賠償を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）等を填補することとしております。保険料は全額当社が負担しており、被保険者の保険料負担はありません。
８．取締役松山麻佐美氏及び、取締役山口真由氏は、2023年11月29日開催の第32回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

9．取締役家髙利康氏、竹内博氏、西堀敬氏は、2024年10月３日開催の臨時株主総会の終結の時をもって、辞任により退任いたしました。また同日、若月舞子氏が代表取締役に、立川光昭氏、湯浅慎司氏及び、池直将氏が取締役に就任いたしました。
10．2024年10月３日開催の臨時株主総会において、大重喜仁氏が監査役に就任いたしました。

（2）取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	6名 (3)	38百万円 (5)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	11 (8)
合計 （うち社外役員）	9 (5)	48 (13)

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、2007年８月29日開催の臨時株主総会において、年額260百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は５名です。
３．監査役の報酬限度額は、2006年11月28日開催の第15回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は４名です。
４．取締役の個人別の報酬等の内容は、限度額の範囲内で取締役会から一任された代表取締役社長の家髙利康氏が、各取締役の職責や実績を勘案し、報酬額を決定する方針としております。同氏に本権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているからであります。また、監査役の報酬については、限度額の範囲内で、常勤・非常勤の別、業務分担の状況を考慮し、監査役で協議し決定しております。
５．取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定された内容が決定方針と整合し、当該方針に沿うものであると判断しております。
６．取締役の員数には、2023年11月29日をもって退任した取締役２名が含まれております。

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

（１）提案の理由

①第2号議案の新株式および新株予約権の発行に係る議案が本株主総会において原案通り承認可決されることを条件として、今後の当社の事業再生や事業拡大等に備えた機動的な資本政策、資金調達を可能にするため、現行定款に定める発行可能株式総数を2,189万株から6,509万株に変更するものであります。

②上記の変更は、2024年11月27日をもって、その効力が生じるものとする旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は2024年11月27日経過後、これを削除します。

（２）変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、21,890,000株とする。 ＜新設＞	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、65,090,000株とする。 附則 第６条の変更は、2024年11月27日をもって、その効力を生じるものとする。なお、本附則は2024年11月27日経過後、これを削除する。

第２号議案　第三者割当による新株式発行及び第６回新株予約権発行の件

本議案は第三者割当により発行される新株式（以下、「本新株式」といいます。）及び第６回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集（以下、「本第三者割当増資」又は「本資金調達」といいます。）を行うことについて、本第三者割当増資に伴う希薄化率が25%以上であることから、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程第432条の規定に基づき、本第三者割当増資について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

１．募集の概要

Ａ．普通株式

（１）	払込期日	2024年11月27日
（２）	発行新株式数	普通株式　10,800,000株
（３）	発行価額	１株につき125円
（４）	調達資金の額	1,350,000,000円 本普通株式の発行は、その一部を金銭以外の財産の現物出資による債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ（以下「DES」といいます。））により行われるものであります。
（５）	募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、以下に全株式を割り当てます。 （内訳） ネットプライス事業再生合同会社：6,800,000株 ＱＬ有限責任事業組合　　：3,600,000株 株式会社サムライパートナーズ　：　400,000株
（６）	その他	詳細は別紙「普通株式発行要項」をご参照ください。 なお、本普通株式は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本定時株主総会にて本第三者割当に係る議案の承認が得られることを条件としています。

B．第６回新株予約権

（１）	割当日	2024年11月27日
（２）	新株予約権の総数	28,925個
（３）	発行価額	総額11,598,925円（本新株予約権１個につき401円）
（４）	当該発行による潜在株式数	2,892,500株（本新株予約権１個につき100株） 本新株予約権については、下記「（６）行使価額」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はありません。 本新株予約権に係る下限行使価額は188円ですが、下限行使価額においても、本新株予約権に係る潜在株式数2,892,500株です。
（５）	資金調達の額	711,583,925円 （内訳）新株予約権発行による調達額： 11,598,925円 新株予約権行使による調達額：699,985,000円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。払込金額の総額は、本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。また、行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少します。加えて、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

（６）	行使価額	当初行使価額：242円 本新株予約権の当初行使価額は、2024年10月17日開催の取締役会の直前取引日における当社普通株式の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における普通取引の終値（以下「終値」という。）（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の90％に相当する価額となります。当社は、割当日の翌日から起算して６ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとします。 但し、直前の行使価額修正から６か月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。そのため、本新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第１項に規定されるMSCB等には該当しません。 当該効力発生日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90％に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額（以下、「修正基準日時価」という。）に修正されます。但し、修正基準日時価が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。
（７）	割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、以下に割り当てます。 （内訳） 株式会社ネットプライス： 6,198個 ＱＬ有限責任事業組合　：22,727個

（8）	その他	① 新株予約権の取得 本新株予約権の割当日の翌日から起算して６ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権１個につき本新株予約権１個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、按分比例、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 ② 譲渡制限 割当契約において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。 ③ その他 前号各号については、金融商品取引法による届出の効力発生、2024年11月26日開催予定の定時株主総会における議案の承認が得られることを条件としています。 その他の詳細につきましては、末尾添付の発行要項をご参照ください。

２．募集の目的及び理由
（１）募集に至る経緯及び目的
（本第三者割当の目的）
当社は、1992年の創業から30年以上に亘り、主にレディースカジュアルファッション衣料の販売を主要な事業としてまいりました。店頭での対面販売を行う「店舗販売事業」、自社運営のECサイト及び外部のECサイトでの販売を行う「インターネット販売事業」を主要なセグメントとし、その他に法人向けの販売を行う「卸売販売事業」、「ライセンス事業」及び「メタバース関連事業」を事業セグメントとしております。主要事業である店舗販売事業においては、当社ブランドに共感する販売力の高いスタッフが接客を行うことで顧客満足を高め、もう一つの主要事業であるインターネット販売事業においては、ファッションEC創成期から他社に先駆けて自社オリジナルECサイトを展開してきたことで、業界でも高水準のEC比率を強みとして事業拡大してまいりました。
最近の当社の業績は、2020年以降の世界的な新型コロナウイルス感染症の流行により、政府・自治体の施策等で行動制限がなされ人流が滞ったことや、商品調達における海外サプライチェーンが停滞したこと、インターネット販売への新規参入が増加し競争が激化したこと、長期に亘る行動制限により消費者のアパレル需要が変容したことなどの複合的な要因から継続的に厳しい状況にあります。2023年に入って、ようやく様々な制限が緩和・解除されたことにより人流が回復し、店舗販売事業については改善の兆しがあるものの、インターネット販売事業においては、同事業を立て直すべく2022年10月31日に第５回新株予約権を発行し、その調達資金を広告宣伝費に充当する予定としておりましたが、株価低迷により新株予約権の行使が進まず資金調達ができなかったことや、費用対効果を考慮し各種施策の実施を抑えたことなどから、同事業の立て直しは滞っている状況にあります。結果として、2023年10月13日に公表した「2023年８月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」のとおり、４期連続の営業利益の赤字となり、上場来初めて期末において債務超過（△893百万円）となり、その後も業績の回復が遅れていることから、2024年８月期においては債務超過の額（△2,077百万円）はさらに拡大しております。さらに、2023年８月期有価証券報告の「継続企業の前提に関する注記」に記載とおり、資金繰りの悪化や自己資本の脆弱性、売上高の減少や収益率の低下を早期に是正する必要性が生じております。
このような事態を改善すべく2023年10月13日付の「事業再生ＡＤＲ手続及び株式会社ネットプライス（以下、「ネットプライス社」といいます。）とのＤＩＰファイナンスに係る契約締結に関するお知らせ」のとおり、本事業再生ＡＤＲ手続を利用して取引金融機関の合意のもとで、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図っていくことといたしました。本事業再生ＡＤＲ手続は、2024年７月31日開催の第３回債権者会議（続行期日７）において、資本政策を含めた事業再生計画案の決議を得ております。
本第三者割当は、本事業再生ＡＤＲ手続の決議を基に、取引金融機関に金融債権の放棄を要請するとともにＤＩＰファイナンスによる借入負債、また金融機関への返済資金のために実施した追加的な借入負債に対するDESの手法を併せて用いることで、借入負担軽減と資本増加による債務超過解消を同時に実現し、財務体質の改善を図れると考えております。また、同時に実施する本新株予約権の第三者割当によ

り、事業資金確保と事業再生のための資金として調達することを目的としております。

また、このたび発行する本新株式の発行価額は株価268円（2024年10月16日付終値）に対して125円と有利発行であること、議決権比率ベースで267.16％と大規模な希薄化を伴う発行であり、発行後の割当先による投資行動により株価に下落圧力がかかる可能性がありますが、当社としても割当予定先より中長期保有とすることを口頭で確認しておりますが、株価の推移によっては、投資回収の観点から市場において売却し、売却時には市場動向を勘案しながら売却していく方針である旨を口頭で確認しておりその影響は限定的であると考えております。当社といたしましては既存株主の皆様の株式価値を毀損することなく、企業価値を向上することに配慮しておりますが、本事業再生ＡＤＲ手続による再建途中であること、当社が2024年８月期までにおいて５期連続して営業キャッシュ・フローが赤字であることや、2024年８月期において△2,077百万円の債務超過に陥っていることから、資金調達手法については極めて限定的であると考えております。

今回の資金調達手法は、当社といたしましても、本新株式の発行により、財務体質の強化を図り、事業成長のための一定額を迅速にかつ確実に調達することができるとともに、割当予定先の要請と協議に基づき、本新株予約権の発行により割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、本新株予約権の発行は必ずしも一度に大量の新株式を発行するものではないため、当社及び当社既存の株主にとっても、資金調達を全て新株式により調達する場合と比べて、権利行使が完了するまでには一定程度の期間を要することが想定されます。そのため、既存株式の希薄化が段階的に進む点において、既存株主に対する希薄化は避けられないものの、一定の配慮ができると判断して採用いたしました。

（本第三者割当の経緯）

当社は、2024年８月１日付当社取締役会にて新株式の発行及び第６回新株予約権の発行を決議し、同日において有価証券届出書（以下、「前回有価証券届出書」といいます。）の提出を行っておりましたが、2024年９月10日付適時開示「第三者割当による当社新株式及び第６回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行の中止並びに有価証券届出書の取り下げに関するお知らせ」にてお知らせのとおり、前回有価証券届出書の提出日以降、米国の景気後退懸念等の影響により、日経平均株価は記録的な下落が生じました。そのような状況下で、当社株価は財務体質の改善への期待などで上昇していたと思われる中、本事業再生ＡＤＲ手続の成立を公表したことで一旦調整に入っていたことも重なり当社の株価は急激に下落致しました。当社株価も2024年８月５日において225円を記録し、それ以降、上記開示及び届出書の取り下げを行った2024年９月10日時点で257円と株価の低迷は続いており、前述の発行条件と直近株価との間で大きな乖離が生じたことから、スポンサーであるネットプライス社及びネットプライス事業再生有限責任事業組合が第三者割当による株式を引き受ける経済的合理性が乏しい状態となったこと、当社としても、本新株予約権は行使価額の修正条項が附帯されていますが、株価の低迷が継続した場合、本新株予約権の行使が進まないことで円滑かつ適時の資金調達が困難になることが予想されたことから、スポンサーとの協議のうえ、2024年９月10日付で本件決議を取り消すと

共に、有価証券届出書を取り下げており、改めて変更後の発行条件にて本第三者割当の決議を行ったものとなります。

本事業再生ＡＤＲ手続は2024年７月31日事業再生計画案の決議のための債権者会議において、当社の策定する事業再生計画案（以下「本事業再生計画案」といいます。）が本事業再生ＡＤＲ手続の全対象債権者（以下「本対象債権者」といいます。）の合意により成立しており、2024年10月３日付で開催された臨時株主総会にて前回第三者割当に係る議案について承認を得られることを条件としておりました。

また、2024年７月31日付で公表した「事業再生ＡＤＲ手続の成立及び債務免除等の金融支援に関するお知らせ」のとおり、各金融機関に同一割合での債権放棄を承認いただき、債権放棄後の残債額については、一括返済をする予定であったため、上記のとおり2024年９月10日付で、前回有価証券届出書を取り下げたことにより、事業再生ＡＤＲ手続を維持するため、前回第三者割当による調達資金による金融機関への返済に代えて、本第三者割当の割当先より後述のとおり、債務状況の情報に記載の金融機関に対する債務返済（550百万円）を2024年10月末までに実施予定でおります。

＜債務状況の情報（金融機関）＞

金融機関名	借入残高（円）	債権放棄額（円）	債権放棄後の残債務（円）	返済予定額（円）	返済予定日
㈱りそな銀行	700,000,000	502,564,102	197,435,898	197,435,898	2024年10月中
㈱三井住友銀行	300,000,000	215,384,615	84,615,385	84,615,385	2024年10月中
㈱みずほ銀行	300,000,000	215,384,615	84,615,385	84,615,385	2024年10月中
㈱商工組合中央金庫	300,000,000	215,384,615	84,615,385	84,615,385	2024年10月中
㈱三菱UFJ銀行	250,000,000	179,487,179	70,512,821	70,512,821	2024年10月中
オリックス㈱	100,000,000	71,794,871	28,205,129	28,205,129	2024年10月中
合計額	1,950,000,000	1,399,999,997	550,000,003	550,000,003	－

なお、本普通株式の発行の全額は、金銭以外の財産の現物出資（デット・エクイティ・スワップ（以下「DES」といいます。））により行われるものです。

（２）本第三者割当を選択した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、当社は、まず債務超過の解消をはかるべく、新株式の発行を通じて、確実に資本の増強を図る事といたしました。本事業再生ＡＤＲ手続の過程においては、2024年７月31日付で公表した「事業再生ＡＤＲ手続の成立及び債務免除等の金融支援に関するお知らせ」のとおり、対象債権者である金融機関の債権放棄を実施いただくとともに、2024年10月末までに債権放棄後の残債務を一括で返済する予定です。

また、本事業再生ＡＤＲ手続の中で実施した、ネットプライス社からの借入による貸付金をDESにより、ネットプライス事業再生合同会社（以下、「ネットプライス合同会社」といいます。）の新株式の資金に振り替えることも同時に実施いたします。

ネットプライス合同会社の新株式資金に振り替える貸付金（600百万円分　資金使途：運転資金）は、ネットプライス合同会社がネットプライス社から2024年９月30日付で譲渡を受けております。

ＱＬ有限責任事業組合（以下、「ＱＬ組合」といいます。）の新株式資金に振り替える貸付金（450百万円分　資金使途：金融機関への返済）は、ＱＬ組合がネットプライス合同会社から2024年10月１日付で譲渡を受けております。

株式会社サムライパートナーズ（以下、「サムライパートナーズ」といいます。）の新株式資金に振り替える貸付金（50百万円分　資金使途：金融機関への返済）は、サムライパートナーズがネットプライス合同会社から2024年10月１日付で譲渡を受けております。

各金銭債権が譲渡された理由については、「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（２）調達する資金の具体的な使途 Ａ．普通株式」に記載のとおりです。

一方で、新株予約権発行による調達においては、増資後に万が一、債務超過に陥った際に当社主導で新株予約権の行使を求めることが出来る条件を付して発行しております。また、本新株予約権の行使による調達資金は、将来の事業資金としての性格も併せ持っております。新株予約権の行使については、その時々の状況に応じて行使がより円滑に進むように、行使価額修正条項付新株予約権での発行を選択いたしました。

下記に記載した本新株予約権の特徴及び留意事項、その他の資金調達方法の検討を踏まえ、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であると判断し、その発行を決議しました。

なお、発行する本新株式の発行価額は株価268円（2024年10月16日付終値）に対して125円と有利発行であること、本新株予約権の行使と併せて議決権比率ベースで267.16％と大規模な希薄化を伴う発行であり、発行後の割当先による投資行動により株価に下落圧力がかかる可能性がありますが、当社としても割当予定先より中長期保有とすることを口頭で確認しております。また、株価の推移によっては、投資回収の観点から市場において売却し、売却時には市場動向を勘案しながら売却していく方針である旨を口頭で確認しておりその影響は限定的であると考えております。

当社といたしましては既存株主の皆様の株式価値を毀損することなく、企業価値を向上することに配慮しておりますが、本事業再生ＡＤＲ手続による再建途中であること、当社が2024年８月期までにおいて５期連続して営業キャッシュ・フローが

赤字であり、2024年８月期において△2,077百万円の債務超過に陥っていることから、本事業再生ＡＤＲ手続により金融機関から債権放棄などを了承いただいている前提であるものの、継続的な赤字計上により債務超過が解消されていなければ上場廃止となり、仮に当社が上場廃止になった場合、株主の皆様はもとより、債権者をはじめとした利害関係者の信頼を著しく損なう結果となり、当社の事業継続に支障をきたしかねない状況であることなど、当社の置かれている状況は極めて危機的な状況であるといえます。

こうした状況において、金融機関への返済資金の調達に応じていただける資金支援先の確保は極めて困難であると考えており、一定の有利発行はやむをえないものと判断しております。

また、今回の第三者割当は、当社といたしましても、DESによる本新株式の発行により、財務体質の強化を図り、事業成長のための一定額を迅速にかつ確実に調達することができるとともに、割当予定先の要請と協議に基づき、本新株予約権の発行により割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、本新株予約権の発行は必ずしも一度に大量の新株式を発行するものではないため、当社及び当社既存の株主にとっても、資金調達を全て新株式により調達する場合と比べて、権利行使が完了するまでには一定程度の期間を要することが想定されます。そのため、既存株式の希薄化が段階的に進む点において、既存株主に対する希薄化は避けられないものの、一定の配慮ができると判断して採用いたしました。

（本新株予約権の特徴）

当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

①　株式価値希薄化への配慮

普通株式及び新株予約権の発行を組み合わせて資金調達を行うことにより、普通株式の発行に伴い、発行時に希薄化は生じますが、新株予約権に係る潜在株式は行使されて初めて普通株式となります。当社としても割当予定先より中長期保有とすることを口頭で確認しておりますが、株価の推移によっては、投資回収の観点から市場において売却し、売却時には市場動向を勘案しながら売却していく方針であることを口頭にて確認しているため、段階的な希薄化になる見込みです。新株予約権が行使された場合、段階的に希薄化は起こりますが、全額を株式での増資とした場合に比べて希薄化への配慮はされていると考えます。

②　資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日の翌日から６ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により、割当予定先に対して取得日の通知又は公告を行ったうえで、発行価額と同額で本新株予約権を取得する日に残存する本新株予約権の全部又は一部を割当予定先から当社が取得することが可能となっております。

これにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

（本新株予約権の主な留意事項）

本新株予約権には、下記に記載した留意事項がありますが、当社においては、上記「（２）本第三者割当を選択した理由」に記載のように、機動的な資金調達を当社の主導により達成することが可能となること等から、当社にとって下記デメリットを上回る優位性の方が大きいと考えております。

① 本新株予約権の下限行使価額は188円に設定されているため、株価水準によっては権利行使が行われず、資金調達ができない可能性があります。

② 本新株予約権は、株価の下落局面では、下方修正されることがあるため、調達額が予定額を下回る可能性があります。ただし、行使価額の修正は当社の判断により行われるものであること、行使価額は下限行使価額が設定されており、下限行使価額を下回ることはありません。

③ 当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかることがあります。

（その他の資金調達方法の検討について）

当社は、本資金調達を行うにあたり、当社の目的を達成する方法として、金融機関からの借入れ、公募増資、ライツ・イシュー、社債発行等の資金調達方法を検討いたしましたが、財務の健全性あるいは本事業再生計画の履行に向けた資金調達の確実性等を勘案した場合、いずれも実現性は少なく、当社の調達方法としてはそぐわないものと考えられます。

① 借入れ、社債、劣後債

金融機関からの借入れについては、本事業再生ＡＤＲ手続により金融機関から債権放棄などを了承いただいている経緯から、新たな借入れが困難であること、また、金融機関以外からの借入れについてもその性質から調達資金額が全額負債となるため、財務の健全性が低下することから、財務の健全性を高め債務超過の解消を行う当社の目的に沿わないものと考えております。

② 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能になるものの、今回の資金調達額等を勘案すると公募増資を引き受ける証券会社が現実的に存在するかが不確実であり、仮にそのような証券会社が存在する場合でも引受審査に相当の時間を要するとともに引受手数料等のコストが増大するおそれもあると考えられることから、資金調達方法の候補からは除外いたしました。

③ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、当社においても現時点では実施の目処は立っておりません。他方でノンコミットメント型のライツ・イシューについては、当社は最近２年間において経常赤字を計上しており、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程第304条第１項第３号ａの定める有価証券上場規程第304条第１項第３号ａに規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

また、新株予約権（非上場型）の無償割当については既存株主の参加率及び資金調達の蓋然性が不透明であることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

④　行使価額固定型の新株予約権等

行使価額固定型の新株予約権は、行使時点での株価推移によっては発行体の期待通りの行使が進まないことがあり、万一の際の資金としてより確実に行使を促す必要があるため行使価額固定型の新株予約権等は、今回の調達に適当でないと判断しました。

3．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（1）調達する資金の額

払込金額の総額	711,583,925円
発行諸費用の概算額	60,280,000円
差引手取概算額	651,303,925円

（注）1．払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額（11,598,925円）及び新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（699,985,000円）を合算した金額であります。

2．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3．発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用（ＡＤＲ関連）42百万円、第三者意見書作成費用１百万円、価値算定費用2.8百万円、登記費用7.1百万円、有価証券届出書等作成支援費用6.3百万円及びその他諸費用（株式事務手数料・外部調査費用）１百万円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用及び株式事務手数料は減少します。

（２）調達する資金の具体的な使途

Ａ．普通株式

以下の対象債権に対し、現物出資による債務の株式化（DES）を実施します。

具体的な使途	金　額（千円）	支出予定時期
現物出資による債務の株式化（DES）	1,350,000	2024年11月

（対象債権）

当初債権者	現債権者	当初契約日	借入金の使途／目的	債権残高（千円）	返済予定日
ネットプライス社（注１）	ネットプライス合同会社	2023年10月13日	運転資金	500,000	2024年11月中
ネットプライス社（注１）	ネットプライス合同会社	2024年７月２日	運転資金	100,000	2024年11月中
ネットプライス合同会社	ネットプライス合同会社	2024年９月20日	運転資金	250,000	2024年11月中
ネットプライス合同会社（注２）	ＱＬ組合	2024年９月20日	金融機関への返済	450,000	2024年11月中
ネットプライス合同会社（注３）	サムライパートナーズ	2024年９月20日	金融機関への返済	50,000	2024年11月中
合計額				1,350,000	－

注１：ネットプライス合同会社の新株式資金に振り替える債権（計600百万円分）は、ネットプライス社は事業会社であるため、特定会社の支援を行うことで取引関係に支障が出る可能性に配慮しネットプライス合同会社に対しネットプライス社から2024年９月30日に債権譲渡されています。

注２：ＱＬ組合の新株式資金に振り替える債権（計450百万円分）は、ＱＬ組合に対しネットプライス合同会社から2024年10月１日に債権譲渡（金額：450百万円）されています。ＱＬ組合からの入金タイミングが金融機関の返済と合わせて2024年10月末を予定しており、金融機関との調整により2024年９月20日付「取引基本約定書」の締結を先行させるためネットプライス合同会社が当初契約対象となり、その後、ＱＬ組合へ債権譲渡されたものとなります。

注３：サムライパートナーズの新株式資金に振り替える債権（計50百万円分）は、サムライパートナーズに対し、ネットプライス合同会社から2024年10月１日に債権譲渡（金額：50百万円）されています。サムライパートナーズからの入金タイミングが金融機関の返済と合わせて2024年10月末を予定しており、金融機関との調整により2024年９月20日付「取引基本約定書」の締結を先行させるためネットプライス合同会社が当初契約対象となり、その後、サムライパートナーズへ債権譲渡されたものとなります。

B．第６回新株予約権

具体的な使途	金　額（千円）	支出予定時期
① 新規出店および既存店舗の改修費用	200,000	2024年11月～2027年８月
② 販売事業における広告・プロモーション費用	200,000	2024年11月～2027年８月
③ 商品仕入、イベント販売等の運転資金	251,303	2024年11月～2027年８月
合計	651,303	

（注）１．今回調達した資金について、実際に支出するまでは、当社銀行普通預金口座にて管理することとしています。
２．上記の表の「具体的な使途」は、現時点での優先順位の順に記載しており、優先順位の高位から順次充当する予定ですが、当初計画より変更があった場合や、自助努力により投資予定金額が減額した場合等、その余剰となった投資資金は、上記③商品仕入等の運転資金に充当いたします。

具体的な使途は以下のとおりです。

当社は、本資金調達による調達資金（以下「本調達資金」といいます。）を以下の内容に充当することを予定しています。

①　新規出店及び既存店舗の改修費用

本調達資金のうち200,000千円を新規出店及び既存店舗改装のための資金に充当する予定であります。内訳は新規出店のために150,000千円、既存店舗改装のために50,000千円を充当する予定であります。具体的な支出時期は現時点では未定ですが、2027年８月までの間に新規出店については６店舗程度、改装店舗については、３～４店舗程度に資金を充当していくことを考えております。

②　販売事業における広告・プロモーション費用

本調達資金のうち200,000千円を広告・プロモーション費用に充当する予定であります。本資金については、インターネット販売事業に留まらず、当社のブランド戦略及び商品戦略に則り、様々な媒体向けの広告・プロモーション費用に充当してまいります。

具体的には、従来当社が注力してこなかったテレビＣＭや、芸能事務所等との業務提携による著名なタレントを使ったイベント開催のプロモーション費用等に充当してまいります。これらの取り組みはネットプライス社が持つ豊富な知見と実績に基づく積極的な支援を得て実現可能と考えております。

③　商品仕入、イベント販売等の運転資金

本調達資金のうち251,303千円を運転資金として、商品仕入代金やイベント販売等の費用の他、全社的な人材採用費用やコンサルティング費用、マーケティング費用等、販売費及び一般管理費等の支払いに充当してまいります。

（３）現物出資の目的となる財産の内容

本第三者割当は、当社が割当予定先に対し普通株式を割り当て、その払込金額の一部を割当予定先が当社に対して有する貸付金債権残高1,350,000,000円（元金1,350,000,000円）に相当する債権の現物出資を行うことで、当社の財務内容の改善を図るものです。

現物出資の目的となる財産については、会社法上、原則として検査役若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査が義務付けられておりますが、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合については、会計帳簿によりその実在性が確認でき、帳簿残高の範囲内である場合には、検査役又は専門家による調査を要しないこととされております（会社法第207条第９項第５号）。但し、同号が適用される金銭債権は、弁済期が到来しているものに限られるため、当社は、現物出資の対象となる貸付金元本債権の弁済期を、いずれも払込期日（2024年11月27日）において本第三者割当を実施する時点とする予定です。このため、本第三者割当における金銭債権の現物出資につき、検査役又は専門家による調査は行わない予定です。

４．資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本調達資金を、上記「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（２）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、財務基盤の改善を図り、一部は事業再生ＡＤＲ手続の決議に基づき借入金の返済に充当し、その上で主力事業であるインターネット販売事業の立て直し、及び在庫物流管理の改善による効率化、商品仕入等の運転資金に充当して事業の再生を図ることは、財務の健全化と事業の再生により企業価値の向上につながり、更には株主価値の持続的向上に資する合理的なものであると判断しております。

５．発行条件等の合理性

（１）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①　本新株式

当社は、各割当予定先との間で、第三者割当により発行する本新株式の払込金額について協議を重ねた結果、払込金額を１株当たり125円に決定いたしました。本新株式の払込金額を１株当たり125円に決定した経緯は以下となります。

当社は、2024年８月１日付で取締役会決議により本第三者割当の割当先であるネットプライス社に対する第三者割当（以下、「前回第三者割当」といいます。）による新株式及び新株予約権の発行決議を行っておりますが、前述のとおり、前回第三者割当引受先であるスポンサーであるネットプライス社より、2024年９月10日付「第三者割当による当社新株式及び第６回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行の中止並びに有価証券届出書の取り下げに関するお知らせ」にて記載のとおり当社の株価が安定的ではない状況を鑑み株式市場の動向を見極めた上で、改めて発行条件について検討を行いたい意向を受けました。

さらに本新株式の発行価額については、①当社が2024年８月期までにおいて５期連続して純損失を計上しており、2024年８月期においても営業利益が△996百万円と赤字計上が継続していること、②2024年８月期において△2,077百万円の債務超過に陥っており当該状況が継続すると上場廃止となる怖れがあること、③当社の株価は前述の記録的な株価下落の影響を受け、2024年８月５日において225円を記録し、直近１カ月間の平均は268円とそれ以降も株価低迷するなど安定感を欠く値動きであり、さらにこれらの状況でありながら、現在の株価が当社の実態を反映されているかが不明であること等の事業を総合的に勘案し、ネットプライス社のリスク判断として、現在の市場株価水準では引受けは厳しく、再度発行条件の検討を行いたい意向を受けました。

またネットプライス社を含めた本第三者割当の割当先のリスク判断として、ディスカウント率10％以内（日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らしていわゆる有利発行に該当しない水準）での引受けは困難であり、相応額のディスカウントした発行額にて本新株式を引き受けることが条件となる旨の意向を割当予定先より受けました。

当社としても、2024年７月31日付で公表した「事業再生ＡＤＲ手続の成立及び債務免除等の金融支援に関するお知らせ」のとおり、各金融機関に同一割合での債権放棄を承認いただき、債権放棄後の残債額については、一括返済をする予定であり当該返済を遅滞することなく資金調達を行う必要があること、当該資金調達について本第三者割当の割当先より返済額の充当について本第三者割当の割当先であるスポンサーが債権放棄後の残債額については、一括返済すべく当該資金を追加的な借入による資金支援をいただいており相当のリスクを負っていただいていること、さらに主要事業である店舗開発及び改修とインターネット販売事業の早期の立て直しをはかり、さらに商品仕入を中心とした本業の運転資金の充実を図るため早期に本第三者割当の実施を行うことが最優先であると判断し、社内において発行条件について検討を進めました。

当社としましても2024年８月１日付で提出した有価証券届出書記載のとおり、市場株価を基礎として10％のディスカウントを加味した発行価額の採用を打診しておりましたが、相当額の本新株式の引受を行っていただく前提であること、割当先が

ＤＩＰファイナンスによるスポンサー及び金融機関への返済資金の資金支援先であること、大幅なディスカウントを伴わない引受先が経営陣を含め存在しませんでした。また、2024年10月３日における新経営陣発足後においても引き続き割当予定先と交渉を継続したものの、なお、大幅なディスカウントを伴わない引受先が経営陣を含め存在しない状況は変化しませんでした。ネットプライス社はスポンサーとして2023年10月13日付「事業再生ＡＤＲ手続及び株式会社ネットプライスとのＤＩＰファイナンスに係る契約締結に関するお知らせ」でお知らせのとおり、ＤＩＰファイナンスの引受先であり資金繰りに窮した当社を継続的に支援頂いた先であり、相当程度のリスクを負担していただいております。同スポンサー側の意向については一定程度勘案する余地はあるものと判断し、なおかつ引受先が一向に現れない中で、キャッシュ・フローが厳しい当社の状況を踏まえて、割当予定先において本第三者割当の引受に応じていただいたものであります。こうした割当予定先の要望も考慮すべきと判断し、市場株価以外に株式価値の一般的な公正価値評価の算定手法であるＤＣＦ法を検討するにあたり、第三者算定機関に当社の株価算定を依頼いたしました。

新株式の払込金額の公正性の検討にあたっては、当社及び割当予定先から独立した第三者機関であり、新株式並びに新株予約権の公正価値算定を始めとし、公開会社／未公開会社問わず多数の公正価値の算定実績があること等を鑑み、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（所在地：東京都千代田区一丁目11番28号、代表取締役：能勢　元）（以下、「ＴＦＡ」といいます。）に本新株式の算定を依頼し、株式価値算定書を入手しております。

ＴＦＡは、当社普通株式１株当たりの株式価値について、ＤＣＦ法による株式価値を算定することで、当社の株式価値の範囲を算出しております。

ＤＣＦ法につきましては、当社が提供した事業再生計画案に添付の事業計画（予測期間：５年間）（以下、①～③の施策を反映したもの）に基づきフリーキャッシュフローを算出し、ＷＡＣＣによって割り引くことで理論株式価値を算出しました。ＷＡＣＣについては、リスクフリーレート 1.045％（2024年５月31日における日本証券業協会「公社債店頭売買参考統計値」長期国債WI-06の平均複利利回り）、リスクプレミアム 4.900％、対市場 β1.173（SPEEDAβ）、小規模リスクプレミアム4.900％により、株主資本コストを11.629％と算出しました。

①　仕入サイクルの最適化　少ロット短納期戦略、海外工場との直接取引による不良在庫の減少、機会損失を生じさせない施策により利益の向上を図る。

②　商品ブランドの再構築　安売りによるブランドの毀損とマーケティング戦略不在を解消すべく、新ブランドの投入、旧ブランドのリブランドによりブランドイメージを回復させ、定常化しているディスカウント販売を抑制し利益の確保を図る。

③　ＥＣ事業の回復　スポンサーの技術力を活かしたＥＣサイトの運営コストの削減、また、スポンサーの会員組織を活かしたアプローチで顧客数の拡大を図る。さらに、ランニングコストが低廉なシステムへの乗換えまたは構築することにより利益確保を図る。）

本算定に基づき、2024年５月31日を基準日として、当社株式価値を、699百万円（１株当たり価値136円）と算定しており、この合理的範囲（株式価値評価額の上下10％程度）として、123円～153円と算定しております。同報告書では、この算定方法により、当社の株式価値を123円～150円と算定しており、本新株式の発行価額125

円はこの範囲内となっております。当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果である699百万円（１株当たり価値136円）は妥当であると判断しております。
なお、当該事業計画は本第三者割当の際の公正価値算定のため、作成したものであり2025年８月期業績予想として作成したものではございません。なお、当該事業計画は2027年８月期に営業利益ベースで黒字化を予定しておりますが、これは主要事業である店舗開発及び改修とインターネット販売事業による収益の向上と伴い企業価値の増加が見込まれたものであります。なお、当社においても本算定により当社の株主価値は699百万円と評価されておりますが、時価総額と企業価値は必ずしも一致するものではありませんが、本第三者割当により企業価値の向上が図れるものと考えております。
当社にて有利発行に該当するおそれも発生し得ることから、当社としてはこれに十分配慮し検討を行うため、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者であるセントラル法律事務所（小井土直樹弁護士）に、本株式の発行価額に関する客観的な意見を求め、2024年10月16日付で、意見書（以下、「本意見書」といいます。）を入手しております。なお、小井土直樹弁護士の全文は次のとおりです。

以下「弁護士による2024年10月16日付意見書」の全文別紙
＜照会事項＞
以上の前提事実及び関連する事実関係に基づき、
１　貴社が発行を予定している有利発行による第三者割当による新株式発行の必要性及び相当性が認められるか。
２　会社法第210条第２号で規定する著しく不公正な方法により行なわれることに該当しないか。

＜意見＞
以上の前提事実及び関連する事実関係に基づき、有利発行による第三者割当による新株式発行の必要性及び相当性が認められる。
また、本第三者割当が、会社法第210条第２号で規定する著しく不公正な方法により行なわれることに該当しない。

＜意見の理由＞
当職は、貴社からの照会を受けて、貴社に関する開示資料（適時開示及び法定開示を含むがこれらに限られない。）、市場株価等の公表資料やＴＦＡ作成の株式価値算定書等の入手を行ない、検討を行った。
また、当職は、貴社に対するヒアリングを実施し、貴社における本第三者割当に至る経緯、割当先の選定の過程等について確認を行った。
上記の検討結果に基づき、当職は上記の意見を述べるものであるが、意見の理由は以下のとおりである。
１．「特に有利な金額」の意義
会社法第199条第３項の「特に有利な金額」とは、公正な発行価額よりも特に低い価額をいうと解される。ここにいう「公正な発行価額」は、関連する裁判例によれ

ば、「当該企業の有する客観的価値」により決定されるべきであるとされ、多くの場合には株価が基準となるものと解されている。
また、日本証券業協会の定めた「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年４月１日付、以下「日証協指針」という。）においても、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長６か月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。」とされており、直近日の株価ではなく、一定期間の平均株価を基礎として発行価額を決定することが認められる場合があるとされる。
２．有利発行該当性について
本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日である2024年10月16日の当社普通株式の終値268円から53.36％のディスカウント、当該直近営業日までの１カ月間の終値平均である267.10円から53.20％のディスカウント、当該直近営業日までの３カ月間の終値平均である336.89円から62.90％のディスカウント、当該直近営業日までの６か月間の終値平均である282.10円から55.69％のディスカウントとなっている。
これらの事情を踏まえると、本件割当価額は第三者機関によるＤＣＦ法に基づく株式価値算定書に基づくものであるものの、会社法第199条第３項に定める特に有利な金額による発行に該当する恐れは否定できないといえる。
３．有利発行の必要性について
貴社は、2024年８月１日付取締役会にて新株式の発行及び第６回新株予約権の発行を決議し、同日において前回有価証券届出書の提出を行っていたが、2024年９月10日付適時開示「第三者割当による当社新株式及び第６回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行の中止並びに有価証券届出書の取り下げに関するお知らせ」にて開示のとおり、2024年９月10日付で前回有価証券届出書の取り下げを行っている。本取り下げの経緯は、前回有価証券届出書の提出日以降、米国の景気後退懸念等の影響により、日経平均株価は記録的な下落が生じた。そのような状況下で、貴社株価は財務体質の改善への期待などで上昇していたと思われる中、2024年７月31日開催事業再生ＡＤＲ手続の成立を公表したことで一旦調整に入っていたことも重なり貴社の株価は急激に下落した。当社株価も2024年８月５日において225円を記録し、それ以降、上記開示及び届出書の取り下げを行った2024年９月10日時点で257円と株価の低迷は続いており、前述の発行条件と直近株価との間で大きな乖離が生じたことから、スポンサーが第三者割当を引き受ける経済的合理性が乏しい状態となったこと、貴社としても、前回新株予約権は行使価額の修正条項が附帯されているが、株価の低迷が継続した場合、前回新株予約権の行使が進まないことで円滑かつ適時の資金調達が困難になることが予想されたことから、スポンサーとの協議のうえ、2024年９月10日付で本件決議を取り消すと共に、有価証券届出書を取り下げており、改めて変更後の発行条件にて本第三者割当の決議を行ったとのことである。
前述のとおり、前回第三者割当引受先であるスポンサーであるネットプライス社より、当該状況を鑑み株式市場の動向を見極めた上で、改めて検討を行いたい意向を受けた。

さらに本新株式の発行価額については、①　貴社が2024年８月期までにおいて５期連続して純損失を計上しており、2024年８月期においても営業利益が△996百万円と赤字計上が継続していること、②　2024年８月期において△2,077百万円の債務超過に陥っており当該状況が継続すると上場廃止となる怖れがあること、③　貴社の株価は前述の記録的な株価下落の影響を受け、2024年８月５日において225円を記録し、直近１カ月間の平均は268円とそれ以降も株価低迷するなど安定感を欠く値動きであり、さらにこれらの状況でありながら、現在の株価が貴社の実態を反映されているかが不明であること等の事業を総合的に勘案し、ネットプライス社のリスク判断として、現在の市場株価水準では引受けは厳しく、再度発行条件の検討を行いたい意向を受けた。

またネットプライス社を含めた本第三者割当の割当先のリスク判断として、ディスカウント率10％以内（日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らしていわゆる有利発行に該当しない水準）での引受けは困難であり、相応額のディスカウントした発行額にて本新株式を引き受けることが条件となる旨の意向を割当予定先より受けた。

貴社としても、2024年７月31日付で公表した「事業再生ＡＤＲ手続の成立及び債務免除等の金融支援に関するお知らせ」のとおり、各金融機関に同一割合での債権放棄を承認いただき、債権放棄後の残債額については、一括返済をする予定であり当該返済を遅滞することなく資金調達を行う必要があること、当該資金調達について本第三者割当の割当先より返済額の充当について本第三者割当の割当先であるスポンサーが債権放棄後の残債額については、一括返済すべく当該資金を追加的な借入による資金支援をいただいており相当のリスクを負っていただいていること、さらに主要事業である店舗開発及び改修とインターネット販売事業の早期の立て直しをはかり、さらに商品仕入を中心とした本業の運転資金の充実を図るため早期に本第三者割当の実施を行うことが最優先であると判断し、社内において発行条件について検討を進めた。

本事業再生ＡＤＲ手続による再建途中であること、貴社が2024年８月期までにおいて５期連続して営業キャッシュ・フローが赤字であり、2024年８月期においても継続してこと営業利益において赤字計上が継続していることや、2024年８月期において△2,077百万円の債務超過に陥っており、本事業再生ＡＤＲ手続により金融機関から債権放棄などを了承いただいている前提であるものの、継続的な赤字計上により2024年８月期の有価証券報告書添付の連結財務諸表において債務超過が解消されていなければ上場維持基準に抵触することとなり、仮に当社が上場廃止になった場合、株主の皆様はもとより、債権者をはじめとした利害関係者の信頼を著しく損なう結果となり、当社の事業継続に支障をきたしかねない状況である。

そして、貴社としても2024年８月１日付で提出した有価証券届出書記載のとおり、旧経営陣においても割当予定先に市場株価を基礎として10％のディスカウントを加味した発行価額の採用を打診していたが、相当額の本新株式の引受を行っていただく前提であること、割当先がＤＩＰファイナンスによるスポンサー及び金融機関への返済資金の資金支援先であること、大幅なディスカウント伴わない引受先が経営陣を含め存在しない状況が継続した。2024年10月３日における新経営陣発足後においても引き続き割当予定先と交渉を継続したものの、なお、大幅なディスカウントを伴わない引受先が経営陣を含め存在しないとの状況は変化しなかった。なお、割

当予定先には新経営陣が出資する組合や会社が含まれるものの、新経営陣は旧経営陣時代における貴社の業績悪化に関する経営責任を負うべき立場になく、引受先がなかなか現れない中で、キャッシュ・フローが厳しい貴社の状況を踏まえて、割当予定先において本第三者割当の引受に応じていただいたものであり、有利発行によるDESによる第三者割当の必要性があると思料される。

４．有利発行の相当性について

貴社は、新株式の払込金額の公正性の検討にあたっては、貴社及び割当予定先から独立した第三者機関であり、新株式並びに新株予約権の公正価値算定を始めとし、公開会社／未公開会社問わず多数の公正価値の算定実績があること等を鑑み、ＴＦＡに本新株式の算定を依頼し、株式価値算定書を入手している。

ＴＦＡは、当社普通株式１株当たりの株式価値について、ＤＣＦ法による株式価値を算定することで、貴社の株式価値の範囲を算出している。

ＤＣＦ法については、貴社が提供した事業再生計画案に添付の事業計画（予測期間：５年間）（以下、①～③の施策を反映したもの）に基づきフリーキャッシュフローを算出し、ＷＡＣＣによって割り引くことで理論株式価値を算出した。ＷＡＣＣについては、リスクフリーレート 1.045％（2024年５月31日における日本証券業協会「公社債店頭売買参考統計値」長期国債WI-06の平均複利利回り）、リスクプレミアム 4.900％、対市場 β1.173（SPEEDAβ）、小規模リスクプレミアム 4.900％により、 株主資本コストを11.629％と算出した。

① 仕入サイクルの最適化 少ロット短納期戦略、海外工場との直接取引による不良在庫の減少、機会損失を生じさせない施策により利益の向上を図る。

② 商品ブランドの再構築 安売りによるブランドの毀損とマーケティング戦略不在を解消すべく、新ブランドの投入、旧ブランドのリブランドによりブランドイメージを回復させ、定常化しているディスカウント販売を抑制し利益の確保を図る。

③ ＥＣ事業の回復 スポンサーの技術力を活かしたＥＣサイトの運営コストの削減、また、スポンサーの会員組織を活かしたアプローチで顧客数の拡大を図る。さらに、ランニングコストが低廉なシステムへの乗換えまたは構築することにより利益確保を図る。）

本算定に基づき、2024年５月31日を基準日として、当社株式価値を、699百万円（１株当たり価値136円）と算定しており、この合理的範囲（株式価値評価額の上下10％程度）として、123円～150円と算定している。同報告書では、この算定方法により、当社の株式価値を123円～150円と算定しており、本新株式の発行価額125円はこの範囲内となっている。

ＴＦＡは貴社及び割当予定先から独立した第三者機関であり、新株式並びに新株予約権の公正価値算定を始めとし、公開会社／未公開会社問わず多数の公正価値の算定実績があり、さらに算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果である699百万円（１株当たり価値136円）は妥当であると認められる。

貴社が継続企業であり、貴社の客観的な事業価値に基づくインカム・アプローチにより貴社の公正な価値を算出することが相当といえる。

株式の公正な価額決定の方式には、その他ネットアセットアプローチによる方法もあるが、この場合貴社は債務超過であるため、貴社の株式評価は０円となるが、精算を前提としているため相当でなく、また、既存株主の利益を大きく損なうこと

になる。
　よって、発行条件についても相当といえる。
５．株式の発行が著しく不公平な方法により行なわれたかについての検討
　（１）会社法第210条第２号において、株式の発行が著しく不公平な方法により行なわれ、株主の利益を害する場合は、株主は募集株式の発行について差止ができることとされているため検討する。
　（２）株式の発行が著しく不公平な方法により行なわれ、株主の利益を害する場合とは、原則として会社の支配権をめぐる争いがある状況において、専ら現経営陣が自己または会社に友好的な第三者に募集株式または新株予約権を発行することによって、支配権を維持・争奪する目的を達成しようとする場合をさすと解される。
　もっともそのような不当な目的が併存したとしても、資金調達目的が主たる目的と認められる場合は著しく不公平な方法によるものに該当しないとされている（東京地方裁判所平成元年７月25日決定・判例時報1317号28頁参照）。
　本株式発行に際して、当社の主要株主であるネットプライス合同会社や貴社取締役の池直将氏が組合員となるＱＬ組合に割り当てることとされており、現経営陣の支配権の維持強化に寄与する効果を生じさせる点は否めないものの、本件の新株式発行の主たる目的が、貴社において継続企業の前提に疑義がある状況において、本事業再生ＡＤＲ手続の決議を基に、取引金融機関に金融債権の放棄を要請するとともにＤＩＰファイナンスによる借入負債、また金融機関への返済資金のために実施した追加的な借入負債に対するDESの手法を併せて用いることで、借入負担軽減と資本増加による債務超過解消を同時に実現し、貴社の財務体質を間然するものでその必要性が認められ、貴社において特段支配権争いがなく、また、その発行価額も貴社及び割当余生先と独立した第三者算定機関にＤＣＦ法に基づいて算出した株価を基礎として割当価額を定めることについても、貴社の財務状況を踏まえれば合理的な相応な合理性を有しており、著しく不公平な方法により行なわれたといえない。
　そして、既存株主にとって株式の希薄化の不利益が生じる面は否めないものの、上場廃止を回避し、同時に実施する予定の新株予約権発行及び行使により事業資金を調達することにより、終局的には貴社の既存株主にとっても株価上昇や配当等を通じてその利益に授かることができるのであって、株主の利益を害するともいえない。

以上

　当該算定結果及び第三者意見書を受けて、改めて当社およびネットプライス社が協議を行い当該算定結果の範囲内である125円にて双方合意に至りました。
　当該発行価額は、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日である2024年10月16日の当社普通株式の終値268円から53.36％のディスカウント、当該直近営業日までの１カ月間の終値平均である267.10円から53.20％のディスカウント、当該直近営業日までの３カ月間の終値平均である296.26円から57.81％のディスカウント、当該直近営業日までの６か月間の終値平均である290.56円から56.98％のディスカウントとなっております。
　本新株式の発行価額は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年４月１日付）に照らせば、会社法第199条第３項に定める特に有利な金額による発行に該当する恐れがあることから、既存株主の皆様のご意思を

確認するためにも、当社は2024年11月26日に開催予定の定時株主総会において、株主の皆様からの特別決議による承認をいただけることを条件に、１株当たりの払込金額を125円として、第三者割当による本新株式の発行を行うことといたしました。

当社としてもこうした有利発行の必要性については、本事業再生ＡＤＲ手続による再建途中であること、当社が2024年８月期までにおいて５期連続して営業キャッシュ・フローが赤字であり、2024年８月期においても営業利益の赤字計上が継続していること、2024年８月期において△2,077百万円の債務超過に陥っており、本事業再生ＡＤＲ手続により金融機関から債権放棄などを了承いただいている前提であるものの、継続的な赤字計上により債務超過が解消されていなければ上場廃止となり、仮に当社が上場廃止になった場合、株主の皆様はもとより、債権者をはじめとした利害関係者の信頼を著しく損なう結果となり当社の事業継続に支障をきたしかねない状況であります。こうした状況は上述のとおり、2020年以降の世界的な新型コロナウイルス感染症の流行により、政府・自治体の施策等で行動制限がなされ人流が滞ったことや商品調達における海外サプライチェーンが停滞したこと、インターネット販売への新規参入が増加し競争が激化したこと、長期に亘る行動制限により消費者のアパレル需要が変容したことなどの複合的な要因から引き起こされたこと等に当社前経営陣が十分に対応できなかった結果ではあります。2024年10月３日付臨時株主総会にて経営陣の一新を行い参画した当社新経営陣としても、本来であれば公正発行での引き受けに応じることが妥当でありますが、当社株式は上記の状況を踏まえても適正とはいえず、本項にて記載のとおり、市場株価法以外の手法であるＤＣＦ法による当社株価算定の結果に基づき引受額を合意しております。既存株主の皆様には大幅な希薄化による１株当たり利益の低下及び株価下落リスクを負っていただく形となりますが、上記の状況も踏まえ既存株主の皆様の利益保護のため上場維持することを最優先に考え、上述のような危機的な状況を脱し、企業継続を最優先とすべきと判断し、当該発行条件にて本第三者割当を実施することと致しました。

なお、2024年10月17日開催の当社取締役会に出席した当社監査役４名（うち社外監査役３名）全員からＴＦＡは、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株式の価額算定方法についても一定の妥当性が認められること、従って本新株式の発行については、割当予定先にとって有利発行に該当するものの、当社取締役会として、株主の皆様からの特別決議による承認をいただけることを条件に、１株当たりの払込金額を125円とすることは、相当である旨の意見が述べられております。

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行価額の決定について、公正性を期すため、第三者評価機関であるＴＦＡに対して本新株予約権の公正価値算定を依頼し、同社より本新株予約権の価値算定書を取得しております。

ＴＦＡは、発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮し、一定の前提（当社株式の株価、ボラティリティ、行使期間、配当利回り、無リスク利子率、行使条件等）の下、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定しております。

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当なものと判断し、本新株予約権の１個当たりの払込金額を該算出結果と同額の401円（１株当たり4.01円）といたしました。

本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日（2024年10月16日）の東京証券取引所における普通取引の終値268円を参考として終値の90％に当たる１株242円（9.7％のディスカウント）に決定いたしました。なお、本新株予約権の行使価額は本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日である2024年10月16日の当社普通株式の終値268円から9.7％のディスカウント、当該直近営業日までの１カ月間の終値平均である267.10円から9.40％のディスカウント、当該直近営業日までの３カ月間の終値平均である296.26円から18.31％のディスカウント、当該直近営業日までの６か月間の終値平均である290.56円から16.71％のディスカウントとなっております。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、最近６ヶ月間及び発行決議日直前取引日の東証終値と比べて過度に低い水準となることはなく、かかる行使価額に照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

当該判断に当たっては、当社監査役４名（うち社外監査役３名）全員より、ＴＦＡは当社と継続的な顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、ＴＦＡは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、ＴＦＡによる本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関してＴＦＡから説明を受け又は提出を受けた資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、本新株予約権の発行条件等が割当先に対して特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を受けております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本普通株式については、割当予定先に対して割り当てる普通株式の数は10,800,000株、当該普通株式に係る議決権数は108,000個（2024年８月31日現在の当社の発行済株式総数5,474,800株に対する割合は197.27％、議決権総数51,252個に対する割合は210.72％）となります。

また、本新株予約権の目的となる株式数は2,892,500株であり、同株式に係る議決権の数は28,925個であるため、全ての本新株予約権が行使された場合には、当社発行済株式総数5,474,800株に対する割合は52.83％、同日現在の当社の議決権総数51,252個に対する割合は56.44％となります。

なお、本普通株式及び本新株予約権の目的となる株式数の合算は13,692,500株であり、同株式に係る議決権の数は136,925個であるため、本普通株式に加えて全ての本新株予約権が行使された場合には、当社発行済株式総数5,474,800株に対する割合は250.10％、同日現在の当社の議決権総数51,252個に対する割合は267.16％となります。

以上より、本第三者割当により、相当程度の希薄化が生じることとなります。

しかし、当社といたしましては、本新株式、及び本新株予約権の発行及びその行使により資金を調達することは、当社の財務体質改善のための資本増強を行いつつ、

当社の主要事業であり特に業績の低迷が著しいインターネット販売事業を再生すべく広告・プロモーション費用を厚く確保することで、将来の業績の向上と経営基盤の安定化を図り、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。

6．割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

② ネットプライス社

①	名称	株式会社ネットプライス
②	所在地	東京都港区新橋二丁目16番１号ニュー新橋ビル７階
③	代表者の役職・氏名	代表取締役　古賀　賢一
④	事業内容	Eコマース事業
⑤	資本金	490百万円（2024年３月末日現在）
⑥	設立年月日	2004年12月27日
⑦	発行済株式数	7,597株
⑧	決算期	９月末
⑨	従業員数	20人
⑩	主要取引先	東京瓦斯㈱、サントリービバレッジソリューション㈱ 関西電力グループ、シャープ㈱等
⑪	主要取引銀行	三井住友銀行　三菱UFJ銀行
⑫	大株主及び持株比率	エムグループホールディングアンドキャピタル㈱　：35.2% ㈱Meister　：18.0% 立川光昭　：15.0% 須田忠雄　：13.3%
⑬	当事会社間の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	同社の株主である立川光昭及び同社の執行役員林光氏が、当社の取締役を兼務しております。
	取引関係	2024年10月17日付で、当社とスポンサー最終合意書を締結しております。
	関連当事者への該当状況	同社の株主である立川光昭氏は当社の取締役を兼務しているため該当します。

⑭ 最近３年間の経営成績及び財政状態（単位：千円。特記しているものを除く。）			
決算期	2021年９月期	2022年９月期	2023年９月期
純資産	73,116	200,067	743,920
総資産	93,205	210,927	1,134,207
１株当たり純資産（円）	14,623	40,013	97,922
純収益	459,950	481,949	477,016
営業利益	67,620	12,720	62,530
経常利益	304,350	126,960	68,487
当期純利益	303,479	126,950	67,513
１株当たり当期純利益（円）	60,695	25,390	8,886
１株当たり配当金（円）	－	－	－

注１．別途時点を明記していない限り2024年10月17日現在におけるものであります。

② ネットプライス事業再生合同会社

①	名称	ネットプライス事業再生合同会社
②	所在地	東京都港区新橋二丁目16番１号
③	代表者の役職・氏名	代表社員　合同会社Yuasa事務所 職務執行者　湯浅　慎司
④	事業内容	有価証券の運用、投資、販売、保有　等
⑤	資本金	100万円
⑥	設立年月日	2024年７月25日
⑦	発行済株式数	―株
⑧	決算期	６月末
⑨	従業員数	１人
⑩	主要取引先	一般法人
⑪	主要取引銀行	GMOあおぞらネット銀行
⑫	大株主及び持株比率	株式会社ネットプライス　：25.0％ 立川光昭　：25.0％ 宮田智　：25.0％ 合同会社Yuasa事務所　：25.0％

⑬	当事会社間の関係	
	資本関係	当社普通株式750,000株（14.62％）を保有する主要株主であります。
	人的関係	同社の職務執行者である湯浅慎司氏は、当社の取締役を兼務しております。
	取引関係	・ネットプライス社から金銭債権（600百万円）の譲渡を2024年９月30日付で受けております。 ・当社に対し2024年９月20日付で800百万円の取引基本約定書の締結を行っております。 ・ＱＬ組合に対し2024年10月１日付取引基本約定書により生じた金銭債権（800百万円）のうち450百万円を譲渡しています。 ・サムライパートナーズに対し2024年10月１日付取引基本約定書により生じた金銭債権（800百万円）のうち50百万円を譲渡しています。 ・2024年10月17日付で、当社とスポンサー最終合意書を締結しております。
	関連当事者への該当状況	同社の職務執行者である湯浅慎司氏は、当社の取締役を兼務しているため該当します。

注１．別途時点を明記していない限り2024年10月17日現在におけるものであります。
注２．ネットプライス合同会社は2024年７月25日設立であり、初年度が経過していないため、「最近３年間の経営成績及び財政状態」は記載しておりません。

③　ＱＬ有限責任事業組合

①	名称	ＱＬ有限責任事業組合
②	所在地	東京都品川区上大崎三丁目14番１号
③	設立根拠等	有限責任事業組合契約に関する法律
④	組成目的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする
⑤	組成日	2024年７月10日
⑥	出資額の総額	20,000円
⑦	主たる出資者及びその出資比率	安達　礼　：50.0％ 池　直将　：50.0％
⑧	業務執行組合員又はこれに類ずる者	該当事項はありません。

⑨	当事会社間の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	同組合の組合員である池直将氏が当社の取締役を兼務しております。
	取引関係	2024年10月１日付でネットプライス合同会社より当社金銭債権（450百万円）の譲渡を受けております。
	関連当事者への該当状況	同組合の組合員である池直将氏が当社の取締役を兼務しているため該当します。

注１．別途時点を明記していない限り2024年10月17日現在におけるものであります。

④ 株式会社サムライパートナーズ

①	名称	株式会社サムライパートナーズ
②	所在地	福岡県福岡市東区香椎駅前二丁目８番18号
③	代表者の役職・氏名	代表取締役　　本田　直裕 代表取締役　　入江　巨之
④	事業内容	プロモーション事業、ファイナンス事業等
⑤	資本金	1,100百万円
⑥	設立年月日	2007年８月20日
⑦	発行済株式数	220株
⑧	決算期	７月末
⑨	従業員数	20人
⑩	主要取引先	一般法人
⑪	主要取引銀行	福岡銀行
⑫	大株主及び持株比率	本田　直裕　：45.45％ 入江　巨之　：45.45％ 高橋　将一　：9.09 ％
⑬	当事会社間の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	2024年10月１日付でネットプライス合同会社より当社金銭債権（50百万円）の譲渡を受けております。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

⑭ 最近３年間の経営成績及び財政状態（単位：千円。特記しているものを除く。）			
決算期	2021年７月期	2022年７月期	2023年７月期
純資産	327,028	465,806	703,996
総資産	694,621	802,167	1,475,010
１株当たり純資産（円）	1,486,493.759	3,646,215.445	6,704,730.65
売上高	2,130,450	2,117,287	2,348,908
営業利益	302,712	204,922	375,186
経常利益	309,812	206,039	380,711
当期純利益	196,133	138,777	238,190
１株当たり当期純利益（円）	891,517.6	630,807.073	1,082,682.918
１株当たり配当金（円）	－	－	－

注１．別途時点を明記していない限り2024年10月17日現在におけるものであります。

（２）割当予定先を選定した理由

①　ネットプライス社、②　ネットプライス事業再生合同会社

当社は、1992年の創業から30年以上に亘り、レディースカジュアルを中心にブランドを育ててまいりました。2002年１月には、業界に先駆けてインターネットショッピングサイトの運営を開始し、インターネット販売事業は、一時は当社の売上高の６割を占めるなど、主力事業として当社を支えてきましたが、大手プラットフォーマーの台頭や新型コロナウイルス感染症の感染拡大による消費者の嗜好の変容などから同事業は長期に亘る不振に陥り、当社の業績へ大きな影響を与えております。

当社においては、新型コロナウイルス感染症の収束に伴い、店舗販売事業は回復の兆しが出てきているものの、インターネット販売事業は依然として厳しい状況が続いております。このような状況を受けて、当社は、2023年８月期において、上場来初の債務超過（893百万円）に陥り、その後も業績の回復が遅れていることから、2024年８月期において債務超過の額（△2,077百万円）が拡大しており、事業の立て直し、特に不振の続くインターネット販売事業の再生が急務となっております。

今回の普通株式及び新株予約権の割当先候補であるネットプライス社は、会員数490万人、アクティブユーザー60万人を誇るユーザーデータベースを活用したECプラットフォームサービスを展開しており、デジタル領域に特化したセールスプロモーション支援等も提供している企業であります。

ネットプライス社は、当社の現在の状況に理解を示すとともに、同社の保有するインターネット販売事業のネットワークやノウハウを活かし、当社の事業再生

への積極的なサポートを表明しており、既に2023年５月12日付で当社の主要株主であった株式会社ピアズより当社株式750,000株を譲り受けております。また、同社は、美容化粧品等を取り扱う株式会社フォーシーズＨＤや婦人靴を取り扱う株式会社ジェリービーンズグループ等、当社の事業と親和性の高い企業にも再生支援にも深く関与しており、これらの企業との連携やインターネット販売事業での協業が期待できます。

以上の点を考慮し、ネットプライス社との間で、2023年５月12日付で資本業務提携契約を締結いたしました。また、前述のとおり、2023年８月より事業再生ＡＤＲ手続を利用して、関係当事者である取引金融機関等の全対象債権者の合意を得て事業再生を進めており、本事業再生ＡＤＲ手続中にフィナンシャル・アドバイザーを選任し、広くスポンサーを募ることも致しました。最終的に、複数の候補の中からネットプライス社に当社のスポンサーとして、また事業パートナーとして資金・事業の両面から支援いただくこととなりました。当社とネットプライス社は、経営資源、ノウハウ等を相互に活用することで発生するシナジー効果により、インターネット販売事業のより円滑な推進が可能となっていることから、当社は、同社と新たに2025年８月期決算までに債務超過を解消すること、本件計画案の履行並びにそのために甲の資金繰りを維持することを目的とした最終合意契約（以下「本最終合意契約」といいます。）を締結した上で、本資金調達実施後においても、同社がその保有比率を維持し、当社と同社の関係が維持されることが事業運営上重要であると考え、同社を割当予定先として選定いたしました。

今回の投資総額が20億円超（DES含む）となるため、ネットプライス社が本第三者割当を単独で引き受けることは企業規模等からは大きなリスクとなるため、リスク分散の観点から別途合同会社を設立し投資家を募ることとした旨の説明を受けております。ネットプライス合同会社は、当社取締役である湯浅慎司氏が代表社員を務める合同会社Yuasa事務所を職務執行者とし、その出資者はネットプライス社、ネットプライス社の代表取締役である立川光昭氏等であり、過半数がネットプライス社自身及び同社の役員であることからネットプライス社と同様に中長期に亘り当社の再生にご支援いただける先と判断したことから、同合同会社を割当予定先として選定いたしました。なお、ネットプライス社が保有していた当社普通株式750,000株は2024年９月末日をもってネットプライス合同会社へ異動しています。

③　ＱＬ有限責任事業組合

ＱＬ組合については、当社の取締役を兼務している池氏及び池氏の旧知の関係である安達礼氏が組合員を務める二人組合となります。本組合員であり当社取締役である池氏はウェブマーケティングの新規開発を担当するなど当社において有益な知見があることから、2024年10月３日より当社取締役にて選任されておりますが、同氏としても、役員の責任として当社とのリスクを共有するため、金銭債権の支援を行いたい旨が当社取締役である湯浅氏に対しございました。さらに池氏としても個人自身のみの資金では限界があることから、同氏が組合員を務める同組合からの資金提供を行いたい意向がありました。ＱＬ組合は安達礼氏が組合員を務める二人組合でありますが、池氏より過去の学生時代に知り合い、情報交換等の交流があった安達氏に対し、当社取締役である池氏より同組合員である安

達氏へ金融機関に対する債務返済への協力の申し入れを行ったところファンドの財務担当の経験ありLLP管理、長期的な資金調達が可能であるため、同氏の知見や人脈が生かせるということで組合形式での出資に応じていただきました。安達氏はファンドの財務担当の経験ありLLP管理、長期的な資金調達が可能であるため当社取締役である池氏より同組合である安達氏へ金融機関に対する債務返済への協力の申し入れを行ったところ、当社としても再建に向けた資金支援及び本第三者割当の割当先であると判断し、割当予定先として選定しました。

④　株式会社サムライパートナーズ

サムライパートナーズは、YouTubeを中心に、動画企画、番組制作、D2Cビジネス、企業プロモーション、集客企画等の総合ソーシャルプロモーション事業を展開しております。

当社取締役である湯浅慎司氏はサムライパートナーズの代表取締役である入江巨之氏と兼ねてより情報交換等を行う交流があり、2024年８月末頃に本事業再生ＡＤＲ手続の推進への協力に向けた資金支援を湯浅氏より入江氏へ打診したところ、同社にて検討いただき2024年９月上旬に当社の企業戦略及び資金支援に賛同いただきました。サムライパートナーズは、YouTuberであるヒカルとともに立上げたアパレルブランド「ReZARD」はじめ、多くの新時代クリエイターと共に事業モデルを構築し、リアルとオンラインを共にフル活用して事業面と消費者接点の両方を踏まえた戦略パートナーとして、多くの企業との接点があることから、今後の当社事業再生に向けその取引先等のネットワークが有効活用できると判断したものとなります。

（３）割当予定先の保有方針

当社は、2023年５月12日の取締役会において、ネットプライス社との間で資本業務提携契約を締結しているところ、2024年10月17日の取締役会において、本最終合意契約の締結を決議し、かかる資本業務提携契約については解除することとなります。当社は、ネットプライス社による本新株式の発行による当社株式の取得は、資本業務提携契約に基づく資本業務提携の一環として行われるものであり、当社の安定株主として関係強化を目的とした中長期保有の方針で本新株式を保有する方針であることを口頭にて確認しております。また、ネットプライス合同会社、ＱＬ組合及びサムライパートナーズにおいても、ネットプライス社と同様の保有方針であることを口頭にて確認しております。

本新株予約権を割り当てるネットプライス社、ネットプライス合同会社つきましては、権利行使を前提として保有し、権利行使に基づき発行された普通株式につきましても、中長期保有とすることを口頭で確認しておりますが、株価の推移によっては、投資回収の観点から市場において売却し、利益を得る可能性が考えられます。また、当社の東京証券取引所のスタンダード市場における上場維持基準に適合するために、純資産の額が正であること及び流通株式基準（注１）を上回るために、当社からネットプライス社、ネットプライス合同会社、ＱＬ組合及びサムライパートナーズに対して一部市場において行使または売却することの検討を依頼する可能性がございます。

注１：上場維持基準（スタンダード市場）における流通株式基準は以下の通りです。
流通株式数　2,000単位以上
流通株式時価総額　10億円以上
流通株式比率　25％以上

（４）割当先の払込に要する財産の存在について確認した内容

当社は、普通株式及び新株予約権の割当先であるネットプライス社及びＱＬ組合資金の状況について確認いたしました。ネットプライス合同会社及びサムライパートナーズは本第三者割当において払込が生じないため確認を行っておりません。

ネットプライス社においては、2023年９月期に係る損益計算書により、当該期間の売上高が582百万円、営業利益が62百万円、経常利益が68百万円、当期純利益が67百万円、現預金が496百万円であることを確認いたしました。また、当社はネットプライス社の預金口座の残高照会の写しを受領し、2024年10月２日現在の預金残高が200百万円超であることを確認し、残高照会の時点から払込時までに大きな変動及びその予定がないことをネットプライス社と口頭で確認を行い、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。

ＱＬ組合においては、本新株予約権の発行価額を上回る金額を同組合が融資を受ける予定の融資証明書（300百万円）を確認し、ＱＬ組合と口頭で本新株予約権の発行価額に要する資金は本第三者割当の決議後にＱＬ組合に対し融資資金が支払われること、融資元の残高証明を閲覧により融資資金が十分に確保されていることについて口頭で確認を行い、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。

当社は、それぞれの財務諸表又は出資額の各数値及び預金口座残高、またはネットプライス社代表取締役である立川氏およびＱＬ組合の組合員である池氏個人へのヒアリングを経て財務の健全性が確認されたこと、ネットプライス社については、本新株予約権の引き受けに必要な現金及び預金を保有していること、ＱＬ組合については融資資金により本新株予約権の引き受けに必要な現金及び預金を確保する予定であることを確認できたことにより、ネットプライス社及びＱＬ組合の自己資金による本資金調達の払込みに関して可能であるものと判断しております。

（５）割当予定先の実態

当社は、ネットプライス社、ネットプライス合同会社、ＱＬ組合及びサムライパートナーズ、またその役員、主要株主又は組合員、出資者が反社会的勢力とは関係がないことを確認するため、独自に専門の調査機関（株式会社ＴＭＲ、代表取締役社長：高橋新治）に調査を依頼し、当該調査機関から割当予定先の４者とも反社会的勢力等の関与事実がない旨の調査報告書を受領しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。なお、ネットプライス合同会社はネットプライス社が割当予定先の株券等について、株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資減限を実質的に有しています。ＱＬ組合は当社取締役である池直将氏が割当予定先の株券等について、株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資減限を実質的に有しています。さらにネットプライス社、ネットプライス合同会社、ＱＬ組合は謄本等で実態の確認を行い、サムライパートナーズにおいては当社役員である湯浅氏が同社入江氏と面談により追加的に実態確認しております。

7．大株主及び持株比率

（1）本新株式の発行後

総議決権数に対する所有議決権数の割合（2024年８月31日現在）		割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合	
家高　利康	16.88%	ネットプライス合同会社	47.41%
ネットプライス社	14.63%	ＱＬ組合	22.61%
中島　篤三	10.76%	家高　利康	5.43%
寺岡　聖剛	2.65%	中島　篤三	3.46%
熊谷　昌紀	1.45%	サムライパートナーズ	2.51%
家高　祐輔	0.98%	寺岡　聖剛	0.85%
近藤　正博	0.79%	熊谷　昌紀	0.47%
金子　徹	0.79%	家高　祐輔	0.31%
株式会社近藤紡績所	0.78%	近藤　正博	0.25%
竹内　博	0.78%	金子　徹	0.25%

（注）１．上記の割合は、小数点以下第３位を四捨五入して算出しております。

２．「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2024年８月31日時点の株主名簿を基準に2024年10月17日までに当社が確認した大量保有報告書を反映し記載しております。

３．「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2024年８月31日現在の発行済株式総数及び議決権数に、本普通新株式10,800,000株（議決権数108,000個）加えて算出しております。

（2）本新株式の発行及び本新株予約権がすべて行使された後

総議決権数に対する所有議決権数の割合（2024年８月31日現在）		割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合	
家高　利康	16.88%	ネットプライス合同会社	40.12%
ネットプライス社	14.63%	ＱＬ組合	31.21%
中島　篤三	10.76%	家高　利康	4.60%
寺岡　聖剛	2.65%	ネットプライス社	3.29%
熊谷　昌紀	1.45%	中島　篤三	2.93%
家高　祐輔	0.98%	サムライパートナーズ	2.13%
近藤　正博	0.79%	寺岡　聖剛	0.72%
金子　徹	0.79%	熊谷　昌紀	0.40%
株式会社近藤紡績所	0.78%	家高　祐輔	0.27%
竹内　博	0.78%	近藤　正博	0.22%

（注）１．上記の割合は、小数点以下第３位を四捨五入して算出しております。
２．「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2024年８月31日時点の株主名簿を基準に2024年10月17日までに当社が確認した大量保有報告書を反映し記載しております。
３．「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2024年８月31日現在の発行済株式総数及び議決権数に、本普通新株式10,800,000株（議決権数108,000個）及び本新株予約権の行使により発行される株式2,892,500株（議決権数28,925個）を加えて算出しております。

８．今後の見通し

本事業再生計画の当社業績見込に与える影響につきましては現在精査中でありますため、確定次第お知らせいたします。なお、対象債権者からの債務免除に伴い債務免除益に係る特別利益の計上を予定しておりますが、その詳細については、債務免除の効力が発生し次第速やかにお知らせいたします。

９．企業行動規範上の手続きに関する事項

本普通株式の発行による発行株式数は10,800,000株（議決権の数は108,000個）、本新株予約権の行使による発行株式数は2,892,500株（議決権の個数は28,925個）であり、その合計数は13,692,500株（議決権の個数は136,925個）となり、2024年８月31日現在の当社発行済株式総数5,474,800株に対し250.10％（2024年８月31日現在の当社議決権個数51,252個に対しては267.16％）の割合の希薄化が生じます。

資金調達は、希薄化率が25％以上になることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。また、本普通株式の発行は有利発行に該当します。そこで、当社は、2024年11月26日開催予定の本定時株主総会において、特別決議をもって本第三者割当について、株主の皆様の意思確認手続を行う予定です。

10．最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（１）最近３年間の業績

	2022年８月期	2023年８月期	2024年８月期
売上高	5,059,893千円	4,216,448千円	2,709,226千円
営業利益	△424,789千円	△740,478千円	△996,492千円
経常利益	△441,716千円	△801,562千円	△1,076,272千円
親会社株主に帰属する当期純利益	△525,551千円	△1,164,779千円	△1,187,594千円
１株当たり当期純利益	△114.74円	△230.84円	△231.54円
１株当たり配当金	－	－	－円
１株当たり純資産	21.58円	△174.95円	△404.97円

（２）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2024年８月31日現在）

	株　式　数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	5,474,800株	100.00％
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－％
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－％
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－％

（３）最近の株価の状況

①　最近３年間の状況

	2022年８月期	2023年８月期	2024年８月期
始　　値	367円	400円	274円
高　　値	754円	407円	454円
安　　値	274円	235円	168円
終　　値	403円	256円	261円

②　最近６か月間の状況

	2024年５月	６月	７月	８月	９月	10月
始　　値	221円	240円	420円	416円	264円	269円
高　　値	250円	429円	454円	418円	325円	287円
安　　値	218円	233円	368円	225円	242円	242円
終　　値	231円	419円	440円	261円	275円	268円

注：2024年10月の欄は2024年10月16日までの株価を記載しております。

③　発行決議日前営業日株価

	2024年10月16日
始　　値	273円
高　　値	282円
安　　値	260円
終　　値	268円

（４）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況
・第三者割当による第４回新株予約権の発行

割当日	2022年１月21日
発行新株予約権数	5,000個
発行価額	総額4,650,000円（新株予約権１個当たり930円）
発行時における調達予定資金の額（差引手取り概算額）	204,650,000円（差引手取概算額199,850,000円） （内訳）　新株予約権発行分　4,650,000円 新株予約権行使分　200,000,000円
行使価額	１株あたり当初400円
募集時における発行済株式数	4,854,800株
当該募集による潜在株式数	500,000株
現時点における行使状況	行使済株式数：120,000株
現時点における調達した資金の額	49,116,000円
割当先	株式会社Showcase Capital
発行時における当初の資金使途	①　新規出店及び既存店舗改装のための資金 ②　運転資金
発行時における支出予定時期	①　2022年１月～2023年12月 ②　2022年１月～2023年12月
現時点における充当状況	新規店舗の初期費用の一部に充当しております。

※第４回新株予約権は、行使期間（2022年１月21日から2024年１月20日）の満了に伴い消滅しております。

・第三者割当による新株式の発行

払込期日	2022年10月31日
調達資金の額	167,000,000円
発行価額	１株につき334円
募集時における 発行済株式数	4,974,800株
当該募集による 発行株式数	500,000株
募集後における 発行済株式総数	5,474,800株
割当先	株式会社ピアズ
発行時における 当初の資金使途	①　新規出店及び既存店舗改装のための資金 ②　運転資金
発行時における 支出予定時期	2022年11月～2024年10月
現時点における充当状況	当初の使途のとおり充当しております。

・第三者割当による第５回新株予約権の発行

割当日	2022年10月31日
発行新株予約権数	15,000個
発行価額	総額81,350,000円（新株予約権１個当たり590円）
発行時における 調達予定資金の額 （差引手取り概算額）	535,350,000円（差引手取概算額　520,350,000円） （内訳）　新株予約権発行分　81,350,000円 新株予約権行使分　526,500,000円
行使価額	１株あたり当初351円
募集時における 発行済株式数	5,474,800株
当該募集による 潜在株式数	1,500,000株
現時点における 行使状況	行使済株式数：０株
現時点における 調達した資金の額	０円
割当先	株式会社ピアズ：14,000個 ジェミニストラテジーグループ株式会社：1,000個
発行時における 当初の資金使途	①　メタバース関連事業推進のための資金 ②　広告宣伝費用、③　運転資金
発行時における 支出予定時期	2022年11月～2024年10月
現時点における充当状況	当社は2023年５月12日付で第５回新株予約権の全てを取得及び消却しております。

別紙：普通株式発行要項
＜新株式＞

株式会社ＡＮＡＰ新株式発行要項

１．募集株式の種類及び数
普通株式　10,800,000株

２．募集株式１株当たりの払込金額　金125円

３．払込金額の総額　1,350,000,000円

４．申込期日　2024年11月27日

５．払込期日　2024年11月27日

６．増加する資本金及び資本準備金の額
増加する資本金の額　　：675,000,000円
増加する資本準備金の額：675,000,000円

７．募集の方法
第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。
ネットプライス事業再生合同会社：6,800,000株
ＱＬ有限責任事業組合　　：3,600,000株
株式会社サムライパートナーズ　：　400,000株

８．払込取扱場所
株式会社りそな銀行　渋谷支店

９．その他
（１）上記各号については、金融商品取引法による届出の効力が発生していること、2024年11月26日開催予定の当社定時株主総会において募集株式及び新株予約権の発行に係る議案の承認が得られることを条件とする。
（２）上記のほか、新株式の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

以　上

＜第６回新株予約権＞

株式会社ＡＮＡＰ
第６回新株予約権　発行要項

１．新株予約権の名称 株式会社ＡＮＡＰ第６回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）

２．本新株予約権の払込金額の総額　金11,598,925円

３．申込期日　2024年11月27日

４．割当日及び払込期日　2024年11月27日

５．募集の方法
第三者割当ての方法により、以下のとおり割り当てる。
株式会社ネットプライス：　6,198個
ＱＬ有限責任事業組合　：22,727個

６．新株予約権の目的である株式の種類及び数
（１）本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,892,500株とする（本新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第（２）号及び第（３）号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
（２）当社が第11項の規定に従って行使価額（第９項第（２）号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

（３）調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第（２）号及び第（５）号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
（４）割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の保有者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

７．本新株予約権の総数　28,925個

８．本新株予約権１個あたりの払込金額 金401円（本新株予約権の目的である株式１株当たり4.01円）

９．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

（１）各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭もしくは対等額での当社に対する債権とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果１円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

（２）本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式１株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、242円（以下、「当初行使価額」という。）とする。但し、行使価額は第10項又は第11項に定めるところに従い、修正又は調整されるものとする。

10．行使価額の修正

（１）当社は、本新株予約権の割当日から６ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日（「取引日」とは株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）以降、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90％に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額に修正される。なお、本号に基づく行使価額の修正は、直前の行使価額修正から６ヶ月以上経過している場合にのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には新たな行使価額修正をすることができないものとする。

（２）前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が188円（以下、「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

（1）当社は、本新株予約権の発行後、本項第（2）号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

（2）行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第（4）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）
調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 普通株式について株式の分割をする場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第（4）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第（4）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第（4）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本項第（2）号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第（2）号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、１株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

（３）行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が１円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

（４）① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てるものとする。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てるものとする。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

（５）本項第（２）号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

（６）行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12．本新株予約権の行使期間

2024年11月27日から2029年11月26日（但し、2029年11月26日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第15項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日の14日後の日に先立つ30日間のうち当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の１ヶ月前までに通知する。

13．その他の本新株予約権の行使の条件

（１）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

（２）各本新株予約権の一部行使はできない。

14．新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日の翌日から起算して６ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権１個につき本新株予約権１個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、按分比例、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15．組織再編行為による新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下、「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

（１）新たに交付される新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の１個未満の端数は切り捨てる。

（２）新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編対象会社の同種の株式

（３）新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の１株未満の端数は切り上げる。

（４）新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の１円未満の端数は切り上げる。

（５）新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編対象会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。
（６）新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

16．新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17．新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

18．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし（計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

19．新株予約権の行使請求の方法
（１）本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律第131条第３項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを第12項の行使期間中に第20項の新株予約権の行使請求の受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第21項の新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
（２）本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
（３）本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく第20項記載の新株予約権の行使請求の受付場所に提出され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第21項に定める当社の指定する口座に入金された日に発生するものとします。

20．行使請求受付場所
株式会社ＡＮＡＰ　総務部

21．払込取扱場所
株式会社りそな銀行　渋谷支店

22．本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
　本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権１個あたりの払込金額を401円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第８項記載のとおりとし、当初の行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前営業日（2024年10月16日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値268円から10％のディスカウントした242円と決定した。

23．株式の交付方法
　当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

24．その他
（１）会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
（２）本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
（３）上記各号については、金融商品取引法による届出の効力が発生していること、2024年11月26日開催予定の当社定時株主総会において募集株式及び新株予約権の発行に係る議案の承認が得られることを条件とする。

以　上

第３号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、改めて取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	わかつきまいこ 若月舞子 （1997年１月９日）	2018年５月 ㈱expeet設立　代表取締役(現任) 2021年４月 ㈱immunity設立　代表取締役 2024年10月 当社　代表取締役社長（現任）	－株
2	たちかわみつあき 立川光昭 （1976年８月６日）	1995年４月 SUNDON TRADING JAPAN　入社 1999年９月 ㈱MCM　代表取締役 2010年12月 ㈱メディマックス　執行役員 2014年６月 エムグループホールディングスアンドキャピタル㈱　執行役員（現任） 2021年10月 ㈱ネットプライス　執行役員会長（現任） 2022年10月 ネットプライス有限責任事業組合組合員（現任） 2023年３月 ㈱フォーシーズＨＤ 社外取締役（現任） 2023年４月 ㈱アマガサ　取締役会長 2024年10月 当社　取締役会長（現任）	－株
3	ゆあさしんじ 湯浅慎司 （1965年７月25日）	2006年11月 合同会社Yuasa事務所　設立 2008年２月 テクノベンチャー㈱　取締役 2009年９月 中小企業共済㈱　代表取締役 日本産業ホールディングス㈱　取締役副社長 2010年６月 サトウ食品工業㈱　社外取締役 2010年12月 マルマン㈱　社外取締役 2012年10月 ㈱どさん子　取締役副社長 2015年６月 ㈱ニッパック　Group常務取締役 2023年５月 ㈱SILKTECH　取締役副社長（現任） 2024年７月 ネットプライス事業再生合同会社　職務執行者（現任） 2024年10月 当社　取締役副社長（現任）	－株
4	いけなおと 池直将 （1985年12月17日）	2006年４月 ㈱BLANCHE 2020年５月 合同会社Yuasa事務所　執行役員（現任） 2022年７月 ネクストリンク㈱　新規開発事業部顧問 2024年６月 ＱＬ有限責任事業組合　組合員（現任） 2024年10月 当社　取締役（現任）	－株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	はやし　ひかる 林　光 （1973年４月２日）	2000年８月　AQUAFI COMMUNICATIONZ Ltd. （ニュージーランド）設立　代表取締役 2005年12月　アールクリエイト有限会社　代表取締役 2014年７月　㈱トランディア設立　代表取締役（現任） 2020年４月　㈱ネットプライス　執行役員CTO(現任) 2023年11月　当社　社外取締役(現任)	－株
6	※ ぬまいひであき 沼井英明 （1982年11月29日）	2011年１月　吉田修平法律事務所 2014年６月　二重橋法律事務所 2016年２月　弁護士法人琴平総合法律事務所　パートナー 2019年６月　㈱広済堂ホールディングス 社外監査役（現任） 2021年６月　パス㈱　監査等委員の取締役（現任） 2021年６月　プラコー㈱　社外監査役　（現任） 2023年６月　沼井綜合法律事務所開設　パートナー（現任） 2024年８月　ラックランド㈱　監査等委員の取締役（現任）	－株

（注）１．立川光昭氏は、当社の主要株主である㈱ネットプライスの取締役であります。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．※印は新任取締役候補者であります。
３．林光氏及び沼井英明氏は、社外取締役候補者であります。
４．林光氏を社外取締役候補者とした理由及び期待する役割は、経営者としての知見およびIT分野・インターネット分野での豊富な知見を有しており、経営への助言および当社の主要事業の一つであるインターネット販売事業への助言に期待するものであります。同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
５．沼井英明氏を社外取締役候補者とした理由及び期待する役割は、弁護士としての観点から、独立性をもって経営を監督いただくことで、経営体制の一層の強化を図るとともにコンプライアンス及びコーポレートガバナンスの充実を図ることを期待するものであります。
６．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
①被保険者の範囲
当社の役員及び管理職従業員
②保険契約の内容の概要
被保険者が業務に起因して損害賠償を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）等を填補することとしております。保険料は全額当社が負担しており、被保険者の保険料負担はありません。
７．当社は、林光氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、沼井英明氏の選任が承諾された場合にも、当社と同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
８．当社は、沼井英明氏の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第４号議案　監査役２名選任の件

監査役４名のうち３名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	みやもとかつし 宮本勝志 （1950年９月11日）	1973年４月　日興証券㈱（現SMBC日興コーディアル証券㈱） 2001年９月　同社　監査部部長 2016年12月　ユニバーサルバンク㈱　内部監査部マネージャー	－株
2	わたなべおさむ 渡辺治 （1987年３月29日）	2016年１月　花王㈱　法務部 2019年４月　OMM法律事務所 2020年８月　新樹法律事務所（現任） 2021年10月　㈱Wave Energy　社外取締役（現任） 2022年12月　ワイエスフード㈱　社外取締役（現任）	－株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．宮本勝志氏及び渡辺治氏は社外監査役候補者であります。

３．宮本勝志氏を社外監査役候補者とした理由は、略歴のとおり長年にわたる監査部門での勤務経験と幅広い見識をもとに、独立の第三者の立場から公正かつ適正に社外監査役の職務を遂行されると判断して社外監査役候補者としております。

４．渡辺治氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての観点から、独立性をもって経営を監督いただくことで、経営体制の一層の強化を図るとともにコンプライアンス及びコーポレートガバナンスの充実を図ることを期待し、社外監査役候補者としております。

５．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

①被保険者の範囲

当社の役員及び管理職従業員

②保険契約の内容の概要

被保険者が業務に起因して損害賠償を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）等を填補することとしております。保険料は全額当社が負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

６．当社は、宮本勝志氏及び渡辺治氏の選任が承認された場合、両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

７．当社は、宮本勝志氏及び渡辺治氏の選任が承認された場合、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第５号議案　会計監査人選任の件

本株主総会終結の時をもって、当社の会計監査人であるフェイス監査法人は任期満了により退任されますので、監査役会の決議に基づき、新たにアルファ監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

監査役会がアルファ監査法人を会計監査人候補者とした理由は、当社の今後の事業展開に適した新たな視点での監査が期待できることに加えて、同監査法人の独立性、監査体制、専門性、職務遂行能力及び品質管理体制等を総合的に検討した結果、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

（2024年８月31日現在）

名　称	アルファ監査法人
所在地	東京都港区西新橋２丁目18番１号
沿　革	2020年10月　アルファ監査法人設立
概　要	資 本 金　５百万円 構成人員　社員（公認会計士）　５名 職員（公認会計士）　11名 合計　16名

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区渋谷一丁目９番８号
朝日生命宮益坂ビル
渋谷サンスカイルーム　５階Ａ室
TEL 03－3406－2085



【交通：渋谷駅】

ＪＲ各線	ハチ公改札 宮益坂口より	徒歩約５分
東京メトロ銀座線	明治通り方面改札より	徒歩約４分
東京メトロ半蔵門線・副都心線	宮益坂東改札 Ｂ３出口より	徒歩約５分
東急東横線・田園都市線	宮益坂東改札 Ｂ３出口より	徒歩約５分

（お車でのご来場はご遠慮ください）